

○厚生労働省令第九十四号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十八条第一項の規定に基づき、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月四日

厚生労働大臣 田村 憲久

乳及び乳製品の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令

乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和二十六年厚生省令第五十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「場合、」を「場合並びに」に、「成分規格、」を「成分規格並びに」に改め、「並びに法第十八条第一項に規定する器具若しくは容器包装又はこれらの原材料の規格及び製造方法の基準」及び「並びに器具若しくは容器包装又はこれらの原材料の規格及び製造方法の基準」を削る。

第三条中「場合、」を「場合並びに」に改め、「並びに法第十八条第一項に規定する器具若しくは容器包装又はこれらの原材料の規格及び製造方法の基準」を削る。

別表の三 乳等の器具若しくは容器包装又はこれらの原材料の規格及び製造方法の基準の部を削る。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。